

## 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1 氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名） 2 住所（団体にあっては所在地） 3 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和7年11月19日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

|                     |  |
|---------------------|--|
| 1 店舗名               | サンシャインシティ  |
| 2 店舗所在地             | 豊島区東池袋三丁目1番1号ほか  |
| 3 設置者名              | 株式会社サンシャインシティほか1名  |
| 4 設置者住所             | 豊島区東池袋三丁目1番1号ほか  |
| 5 変更を行った設置者名        | 株式会社西武不動産  |
| 6 変更前の設置者名          | 株式会社西武リアルティソリューションズ  |
| 7 変更後の設置者名          | 株式会社西武不動産  |
| 8 変更を行った小売業者の氏名又は名称 | 株式会社ヴィノスやまさき   |
| 9 変更前的小売業者の代表者名     | 関 学  |
| 10 変更後的小売業者の代表者名    | 下田 洋二郎   |
| 11 変更日              | 令和7年4月1日ほか   |
| 12 届出日              | 令和7年10月31日   |
| 13 縦覧場所             | 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）                                |
| 14 縦覧期間             | 令和7年11月19日から令和8年3月19日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。 |
| 15 縦覧時間             | 午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。                            |

|         |                |
|---------|----------------|
| 1 店舗名   | ビバホーム豊島5丁目店    |
| 2 店舗所在地 | 北区豊島四丁目18番24号  |
| 3 設置者名  | 株式会社SMBC信託銀行   |
| 4 設置者住所 | 千代田区丸の内一丁目3番2号 |
| 5 変更日   | 令和7年5月29日ほか    |
| 6 届出日   | 令和7年11月7日      |

|    |              |   |
|----|--------------|---|
| 7  | 縦覧場所         | <a href="https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/sangyo-rodo/2025-61-138">https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/sangyo-rodo/2025-61-138</a> |
| 8  | 縦覧期間         | 令和7年11月19日から令和8年3月19日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。  |
| 1  | 店舗名          | ライフ中野坂上店  |
| 2  | 店舗所在地        | 中野区中央一丁目36番3号   |
| 3  | 設置者名         | 株式会社SMBC信託銀行  |
| 4  | 設置者住所        | 千代田区丸の内一丁目3番2号  |
| 5  | 変更前の設置者の代表者名 | 谷 司朗  |
| 6  | 変更後の設置者の代表者名 | 吉岡 史人   |
| 7  | 変更日          | 令和7年4月1日  |
| 8  | 届出日          | 令和7年11月10日  |
| 9  | 縦覧場所         | 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）   |
| 10 | 縦覧期間         | 令和7年11月19日から令和8年3月19日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。  |
| 11 | 縦覧時間         | 午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。   |